

神鉄沿線活動サポート事業乗車証交付要綱

令和8年10月19日

地域協働局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、神戸市内における神戸電鉄沿線又はその周辺地域において、地域課題の解決や地域の活性化に取り組む団体の活動を支援するとともに、若年層の地域活動への参加を促進することを目的として、市が神戸電鉄株式会社（以下「神戸電鉄」という。）の発行する乗車証（以下「乗車証」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

（交付対象団体）

第2条 乗車証の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 2名以上で構成されていること。
- (2) 神戸市内における神戸電鉄沿線又はその周辺地域において、地域課題の解決又は地域の活性化につながる活動を実施する次のいずれかの団体であること。
 - ア 学生等が主体となって活動する団体
 - イ 学生等の参加を受け入れている団体又は受け入れる見込みがある団体
- (3) 前号アに該当する団体については、代表者を含む構成員が主に大学生、大学院生、短期大学生、専門学校生、高等専門学校生、高等学校生等（以下「学生等」という。）で構成され、主体となって活動を企画・立案・実施する団体であること。
- (4) 過去に偽りその他不正の手段により補助金、助成金その他これらに類する公的支援を受け、又はその目的外に使用したことがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（対象活動）

第3条 乗車証の交付対象となる活動は、神戸電鉄沿線又はその周辺地域において実施される活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市内における地域貢献に取り組む継続的な活動であること
- (2) 営利を目的とした活動、教育機関における授業の一環で行われる活動でないこと
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でないこと
- (4) 公序良俗に反する活動であるなど、本事業の目的に合致せず、本事業の対象として適当でないと認められる活動でないこと

（交付申請）

第4条 対象団体は、乗車証の交付を受けようとするときは、市長が別に定める方法により申請しなければならない。

(交付に係る審査)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。
- 2 市長は、前項の審査に当たり、企画提案会その他必要な方法により申請団体から説明を求めることができる。

(乗車証の交付)

- 第6条 市長は、前条の審査結果に基づき、乗車証の交付の可否及び交付枚数を決定するものとする。
- 2 交付枚数は、活動内容、事業効果、参加予定学生等の数、活動回数その他必要と認める事項を総合的に勘案して決定する。
- 3 市長は、前各項の決定内容を申請団体に通知するものとする。
- 4 乗車証の交付総数は、市と神戸電鉄との覚書等に基づき、神戸電鉄から提供を受ける枚数の範囲内とする。

(乗車証の利用)

- 第7条 乗車証は、交付決定を受けた活動に参加する学生等のみが利用できるものとする。
- 2 乗車証を譲渡し、交換し、又は換金してはならない。
- 3 対象団体は、適正な管理に努めなければならない。
- 4 対象団体は、使用しなかった乗車証がある場合は、市長が指定する方法により返却しなければならない。

(実績報告)

- 第8条 対象団体は、活動終了後又は市長が指定する期日までに、市長が別に定める方法により実績報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により乗車証の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、未使用の乗車証があるときは、その返還を求めることができる。
- 3 市長は、対象団体が偽りその他不正の手段により乗車証の交付を受けたと認めるときは、当該乗車証に係る費用相当額の返還を求めることができる。

(補則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。